

玉掛け技能講習

奈良労働局長登録教習機関
公益社団法人 奈良県労働基準協会

労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令20条第16号による玉掛け技能講習を下記により開催致します。

1 講習日程 【講習内容・会場等の問合せは、奈良県労働基準協会へ（0742-36-2040）】

| | | | | |
|------|----------------------|-----|-------------|---------------------------|
| 第1日目 | 平成30年 5月21日(月) | 学 科 | 9:00~12:00 | 玉掛けに必要な力学 |
| | | | 13:00~17:00 | クレーン等の知識及び関係法令 |
| 第2日目 | 平成30年 5月22日(火) | 学 科 | 8:30~17:00 | クレーン等の玉掛けの方法、合図 (学科試験) |
| 第3日目 | 平成30年 5月23日(水) | 実 技 | 8:30~17:00 | クレーン等の玉掛け(実技試験) |
| | 又は 平成30年 5月24日(木) | | | |

学科は講師等の都合により、講習科目の順番が変更になることがあります。

受講日の天気について、午前7時に奈良県内(地域を問わず)で警報がでたときは、講習を中止します。

2 講習概要

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 会 場 | 学 科 | 奈良県電気工事工業協同組合 奥の建物 奈良市三条桧町29番3号 | (近鉄新大宮駅・JR奈良駅西口下車 徒歩15分 奈良交通北添川バス停下車 徒歩5分) |
| | 実 技 | 桜井木材市場株式会社 桜井市赤尾92番地 | (近鉄朝倉駅下車 南西へ約15分) |
| 受講資格 | 18歳以上 学歴不問 | | |
| 定 員 | 40名 (先着順 受講者10人以下の場合は実施いたしません) | | |
| 申込方法 | 申込書(様式1号)に所要の事項を記入・押印し、写真・住所等の判るものを添付のうえ、受講料・テキスト代を添えて申し込みのこと。持参又は郵送可。電話でのご予約はできません。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・申込書郵送の場合の、受講料・テキスト代は振込及び現金書留にて受付けます。 ・振込みの場合、領収証は発行いたしません。必要な場合は申し添えてください。 ・申込書及び受講料確認後に受講票を送付します。 | | |
| | 【申込先】 | 公益社団法人 奈良県労働基準協会 〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 電話 0742-36-2040 | |
| | 【振込口座】 | 南都銀行 大宮支店 普通 322116 公益社団法人 奈良県労働基準協会 | |
| 【受講取消】 | 申込み後の変更・取消しは講習日3日前(土・日・祝日を除く)までに連絡して下さい。以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。 | | |
| 持参するもの及び服装 | 受講票、筆記用具(鉛筆等)、ノート、計算機 作業服(長袖・長ズボン)、作業靴、作業用手袋(軍手不可)、保護帽、雨天時は合羽 | | |

3 講習の一部免除

次の資格を有する方は受講申込時に免除申請をすれば、受講科目の一部が免除されます。

ただし、免除対象者も講習をすべて受講することは可能です。

(申込時に資格の写しの提出が必要です)

| 一部免除対象者 | 受講免除科目 |
|--|--|
| クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許、又は揚貨装置運転士免許を受けた者 床上操作式クレーン運転技能講習、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 | <ul style="list-style-type: none"> ・玉掛けに必要な力学 ・クレーン等の運転のための合図の一部 (初日午前の受講が免除されます) |

4 受講料

単位：円

| | 受 講 料 | | 全科目受講(一部免除対象者) |
|------------------|-----------------|--------|-----------------|
| | 全科目受講(一部免除対象者) | テキスト代等 | |
| (公社)奈良県労働基準協会 会員 | 22,000 (19,500) | 1,400 | 23,400 (20,900) |
| 会 員 外 | 22,000 (19,500) | 1,640 | 23,640 (21,140) |